

(件名) 平成 24 年度 (仮称) 仙台市田子西復興公営住宅新築工事

入札説明書

仙 台 市  
平成 24 年 5 月 18 日

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号）、仙台市競争入札実施要綱（平成6年6月6日市長決裁）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、仙台市（以下「本市」という。）が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 対象工事名       | } 【別記】1のとおり |
| (2) 入札方式等       |             |
| (3) 予定期格        |             |
| (4) 調査基準価格      |             |
| (5) 特別重点調査適用基準額 |             |
| (6) 工事施工場所      |             |
| (7) 工期          |             |
| (8) 工事概要        |             |
| (9) 支払条件        |             |
| (10) その他        |             |

## 2 落札者決定方式

本工事は、入札参加に際し技術資料等の提出を求め、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札（簡易型Ⅱ型）の適用工事である。

## 3 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札日現在において次に掲げる要件をすべて満たす者2社により自主的に結成された特定建設工事共同企業体とする。（各構成員の出資比率は70%～30%とし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。）

- (1) 対象工事に対応する工種について、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者については、同法に定める手続開始の決定後に、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査による総合評定値を取得していること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、同法に定める手続開始の決定後に、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査による総合評定値を取得していること。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (5) その他【別記】2に定める資格に該当する者であること。

## 4 入札参加申請手続き等

対象工事の入札への参加を希望する者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出し、共同企業体の構成等について確認を受けなければならない。

- (1) 提出書類
  - ① 一般競争入札参加申請書【別添・指定様式】
  - ② 共同企業体に係る競争入札参加資格審査申請書【別添・指定様式】

- ・委任状
  - ・建設工事共同企業体協定書
- ※ ②に掲げた書類一式は袋とじにして3部提出すること。
- (3) 誓約書（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「暴排要綱」という。）別添・指定様式）
- ※ ③に掲げた書類は各構成員毎に提出すること。

(2) 提出方法

書類の提出は配達証明付き書留郵便により提出すること。

(3) 提出先及び提出期限

【別記】3に定めるとおり。

(4) 入札参加申請に必要な書類の交付期間及び方法

【別記】3に定めるとおり。

(5) 書類の作成に係る費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

## 5 設計図書等の閲覧及び設計図書等に対する質問・回答

(1) 設計図書等の閲覧期間及び場所

【別記】4に定めるとおり。

(2) 設計図書等の複写

入札参加申請者は複写した設計図書等に基づき積算することとし、【別記】4に示す複写場所において自己の負担により複写すること。

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

① 設計図書等に対する質問

入札参加申請者は、設計図書等に対して質問がある場合、【別記】4に定める期限までに質疑応答書【別添・指定様式】を配達証明付き書留郵便により提出すること。

② 質問に対する回答

質問に対する回答は、【別記】4に示す期間に閲覧に供す。

## 6 共同企業体の構成等についての確認及び確認結果の通知

確認結果は、【別記】5に定める日に、共同企業体の構成等確認通知書（要領様式第9号）により入札参加申請者全員に、簡易書留郵便により通知する。

## 7 入札の方法

対象工事への入札は郵便による入札とし、入札書等の提出方法は次のとおりとする。

(1) 提出書類

- ① 入札書
- ② 入札書に記載されている入札金額に対応した積算内訳書
- ③ 積算内訳書に対応した工事費構成費目内訳書【別添・指定様式】
- ④ 入札書に記載されている入札金額に対応した評価値申告書（総合評価に関する説明書による様式－共1－IIw）【別添・指定様式】
- ⑤ 簡易な施工計画（総合評価に関する説明書による様式－II）
- ⑥ 見積用設計図書受領確認書の写し

(2) 提出方法

(1) の提出書類を次により作成し、配達証明付き書留郵便で、仙台市長あてに郵送しなければならない。

① 入札書は、封筒に入れ封かんし、封筒の表面に入札件名、入札者名を記載するとともに「入札書在中」と記載する。

② 積算内訳書、工事費構成費目内訳書、評価値申告書、簡易な施工計画及び見積用設計図書受領確認書の写しは、封筒に入れ封かんし、封筒の表面に入札件名、入札者名を記載するとともに「積

算内訳書・工事費構成費目内訳書・評価値申告書・簡易な施工計画・見積用設計図書受領確認書の写し在中」と記載する。

- ③ 上記①・②の2通の封筒を郵送用の封筒に入れ、郵送用の封筒の宛名を「仙台市長（財政局契約課工事契約係）」とし、入札件名、入札者名、入札者住所、入札書等到達期限を記載とともに「入札書・積算内訳書・工事費構成費目内訳書・評価値申告書・簡易な施工計画在中」と記載する。

(①・②・③の封筒宛名は、別添郵便入札用封筒宛名を利用しても可。)

(3) 提出先及び提出期限

【別記】6に定めるとおり。

## 8 入札の執行

入札の執行は、次のとおりとする。

- (1) 入札は、1回に限りこれを行う。  
(2) 開札の日時及び場所は【別記】7に定めるとおり。  
(3) 入札者またはその代理人は、開札時に立ち会うことができる。  
(4) 入札書等の確認のため、開札時に立ち会った者の中から開札立会人を選任する。  
(5) 入札者またはその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

## 9 落札者の決定

落札者については、下記により決定するものとする。

- (1) 次の各要件に該当する者のうち、下記(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。  
① 入札金額が予定価格の制限の範囲内にあること  
② 入札に係る性能等が、入札公告及び総合評価に関する説明書において明らかにした技術要件のうち、必須とされた項目の最低限の技術的要件を全て満たしていること  
③ 低入札価格調査要綱（平成15年10月21日市長決裁。以下「要綱」という。）に基づく低入札価格調査または特別重点調査において失格とならないこと

(2) 総合評価の方法

- ① 技術資料等の内容について、入札公告及び総合評価に関する説明書に記載された内容を全て満たす場合に限り標準点として100点を付与する。また、下記ア、イ及びウの評価項目について、簡易な施工計画及び入札参加者の評価値申告書に基づく評価点を、加算点として付与する。本案件の加算点の最高得点は30点とする。

ア 企業の技術力（簡易な施工計画）

イ 企業の技術力

ウ 企業の社会性・地域性

技術資料等に関して、必要に応じて入札者からヒアリングを行う場合がある。

- ② 入札金額及び技術資料に係る総合評価は、上記①により得られた標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札金額で除して得た数値（評価値）をもって行う。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点 (標準点 + 加算点)}}{\text{入札金額}}$$

- (3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。  
(4) 落札者については、落札候補者の入札参加資格の有無及び評価値申告書の技術資料等を審査し、決

定するものとする。

(5) 落札候補者の入札参加資格及び技術資料等の審査手続き

落札候補者は、下記の書類を持参または配達証明付き書留郵便により提出しなければならない。

ア 類似工事の施工実績調書（要領様式第3号）

（記載内容が確認できる書類）

a. 施工実績調書に記載された工事の契約書の写しまたはC O R I N S 登録情報等の写し

b. 施工実績を確認できる書類（C O R I N S 登録情報、図面、仕様書、施工証明書等）の写し

イ 配置予定の技術者に関する調書（要領様式第4号）

（記載内容が確認できる書類）

a. 技術者が有する資格者証の写し

b. 技術者が監理技術者となる場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

c. 技術者の施工経験を確認できる書類（C O R I N S 登録情報等、図面、仕様書、施工証明書等）の写し

d. 技術者の【別記】2に定める雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証、監理技術者資格者証、雇用保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書等のいずれか）の写し

ウ 評価値申告書の技術資料等（総合評価に関する説明書による様式－共5）及び添付書類一式

エ その他必要と認めるもの

(6) 資格審査書類及び総合評価に関する技術資料等（以下「資格審査書類等」という。）の提出先及び提出期限は【別記】8に定めるとおり。

(7) 落札候補者が資格審査書類等を提出期限内に提出しないとき、または資格審査書類等の審査のための指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(8) 資格審査書類等の審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないときは無効とし、次順位の評価値の者を落札候補者として、同様の審査を行い落札者を決定する。

(9) 審査の結果、入札参加資格を有しないとした者には、その理由を付して入札後資格確認用一般競争入札参加資格審査結果通知書（要領様式第10号）により通知する。

(10) 入札参加資格を有しないとされた者は、入札後資格確認用一般競争入札参加資格審査結果通知書を受け取った日から2日以内に資格を有しないとされた理由の説明を求めることができる。

(11) 上記(10)による請求がなされたときは、理由説明請求に対する回答書（要領様式第11号）により速やかに回答する。

(12) 到達した資格審査書類等は、本市において修正等を求めた場合以外は、差し替えることができない。

(13) 総合評価の審査結果及び落札決定の通知

総合評価の審査結果及び落札決定については、次により通知する。

ア 落札者については、落札決定後速やかに落札決定通知書により郵便で通知する。

イ 落札者以外の入札参加者については、落札決定後速やかに総合評価結果通知書により郵便で通知する。

## 10 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することになったときは、当該落札決定を取り消し契約締結を行わない。

(1) 「3 入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(3) 暴排要綱別表に掲げる措置要件に該当したとき。

## 11 本契約締結までの間の取扱い

本件は、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年仙台市条例第10号）第2条に規定する議会の議決に付さなければならない契約に該当するため、仮契約を締結し、議会の議決が得られた後に本契約として成立する。

ただし、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号のいずれかに該当する場合の落札決定又は仮契約の取扱いについては、当該各号に定めるところによる。

### (1) 落札決定から仮契約締結までの間

- ① 指名停止要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消す。
- ② 国、本市を含む地方公共団体その他公共団体が発注する入札に関し、不正又は不誠実な行為を行い、又は行った疑いがあると認められること（法令等に抵触するおそれがあり、現に関係機関が事実関係を調査中である等）により、本市の契約の相手方として不適当であると判断される場合は、落札決定を取り消すことができる。
- ③ 暴排要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合は、落札決定を取り消す。

### (2) 仮契約締結から本契約締結までの間

- ① 指名停止要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。
- ② 国、本市を含む地方公共団体その他公共団体が発注する入札に関し、不正又は不誠実な行為を行い、又は行った疑いがあると認められること（法令等に抵触するおそれがあり、現に関係機関が事実関係を調査中である等）により、本市の契約の相手方として不適当であると判断される場合は、仮契約を解除することができる。
- ③ 暴排要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合は、仮契約を解除する。

## 12 技術者の配置

当該工事を受注した場合の技術者の配置については、「配置予定の技術者に関する調書」に記載されている者を配置しなければならない。

## 13 契約規則等

仙台市契約規則及び仙台市工事請負契約約款は、仙台市財政局契約課（仙台市役所本庁舎）において閲覧することができる。

## 14 入札書に記載する金額

入札書に契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

## 15 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加有資格者以外の者のした入札
- (2) 一の入札について同一の者がした二以上の入札
- (3) 入札者の記名押印のない入札
- (4) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (5) 所定の日時まで到達しなかった入札
- (6) 入札金額を訂正している入札
- (7) 配達証明付き書留郵便以外の方法による入札
- (8) 入札金額に対応した積算内訳書が同封されていない入札
- (9) 積算内訳書に対応した工事費構成費目内訳書が同封されていない入札
- (10) 入札金額に対応した評価値申告書が同封されていない入札
- (11) 簡易な施工計画が同封されていない入札

- (12) 見積用設計図書受領確認書の写しが同封されていない入札
- (13) 本市の指定する場所において設計図書等を複写していない者のした入札
- (14) 明らかに不正によると認められる入札
- (15) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

## 16 契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

## 17 入札保証金

規則第7条第1項第3号の規定により免除する。

## 18 契約保証金

規則第19条の規定による。

## 19 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は契約書に記名押印し、落札の通知を受けた日から5日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情にあるときは、契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする

## 20 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加

上記3(1)に掲げる競争入札参加資格者名簿に登載されていない者が競争に参加するためには、開札の時までに当該一般競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、本工事の競争入札参加資格の認定を受けなければならない。

## 21 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、または合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

## 22 記載内容についての問い合わせ先

### (1) 入札に関する事項

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号  
仙台市財政局契約課工事契約係  
電話 022-214-8125

### (2) 総合評価に関する事項

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号  
仙台市都市整備局技術管理室  
電話 022-214-8290

## 23 その他必要な事項

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続等に関し、政府調達に関する協定に違反している入札者若しくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札者若しくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。また、提出された書類は返却しない。